

市町村合併支援プランの改定案の概要

平成14年8月30日
市町村合併支援本部

1 趣旨

市町村合併支援プランは、市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たっての市町村合併支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進しようとするもの。

今般、現行支援プラン(平成13年8月30日市町村合併支援本部決定)及び第4回市町村合併支援本部(平成14年2月21日)で決定した方針に基づき、さらなる支援プランの拡充を行うもの。

2 改定内容

昨年からの時点修正に加え、市町村合併支援策における地方行財政上の支援策を新たに5項目を追加し、1項目を拡充する。また、関係省庁の連携による支援施策を新たに18項目を追加し、6項目を拡充する。現行57項目に新たに23項目が追加され、合計80項目となる。

(省庁別内訳)

総務省9項目(拡充3、追加6)、法務省1項目(追加1)、文部科学省2項目(拡充1、追加1)、厚生労働省2項目(拡充2項目)、農林水産省3項目(追加3)、国土交通省12(拡充1、追加11)、全省庁共通1項目(追加1)

(1)地方行財政上の支援策における追加・拡充項目

市町村合併が行われた場合の選挙権の特例(追加)

合併前に合併関係市町村間で住所を移したことにより、合併市町村の選挙権を有しない者について、選挙権の特例を設けることを検討する。

都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置(拡充)

合併市町村の一体化促進のために合併推進債(充当率90%、元利償還金の50%を普通交付税措置)を充当できる整備事業の対象に、新たに街路等を追加するとともに、過疎地域自立促進特別措置法等の規定に基づき都道府県が整備を行う市町村道を加える。

合併前に市町村が行う建設事業に対する財政措置(追加)

複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設(原則として単独事業により整備するものを対象とするが、地域公共ネットワーク及び道路・街路については補助事業により整備するものを含む。)及び公用施設(法定協議会設置市町村において合併期日までに整備を行うことが必要不可欠な施設に限る。)の整備事業に要する経費に対して合併推進債を充当する。

合併支援のための公債費負担の平準化措置 (追加)

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るために行う地方債の繰上償還に伴う補償金(貸し手の得べかりし利子収入)の支払に対して、一定の要件のもとで特別交付税措置を講じる。

補助施設の他用途転用の取扱い (追加)

合併前の旧市町村が国庫補助金等の交付を受けて取得等した施設(補助施設)について、類似施設の活用により当該補助施設に係る行政需要への対応が十分に可能な場合には、他の公共又は公用施設への転用に係る承認の判断に当たり、合併という事情に十分考慮するものとする。

施設の統廃合に伴い廃止 転用する施設に充当された地方債の繰り上げ償還の取扱い (追加)

合併による施設の統廃合に伴い、合併前の旧市町村が地方債を財源として建設した施設を廃止・転用する場合、当該地方債の繰上償還の要否の判断に当たっては、市町村合併の重要性にも十分配慮する。

(2)関係省庁の連携による支援策における主な追加・拡充項目

市町村合併支援道路整備事業 (拡充)

合併市町村の一体化を促進するため、短期間で整備が図られるよう優先採択・重点投資を行う道路整備事業に新たに街路を追加する。

市町村合併支援農道等整備事業 (追加)

合併関係市町村の受益となる農道、林道及び漁港関連道等について、短期間で整備が図られるよう重点投資を行う。

合併に伴う都道府県道認定要件の緩和 (追加)

二以上の市町村を經由すること等を要件としている「都道府県道の路線認定基準」の規定について、合併以前の市町村をそれぞれ一の市町村とみなす等の改正を行う。

補助河川事業、補助ダム建設事業、補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業 (追加)

実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、例えば市町村合併後の主要公共施設等の重要施設が想定氾濫区域内に位置するなど一定の場合には、当該事業の推進等に配慮する。

地域イントラネット基盤施設整備事業、情報通信システム整備促進事業 (拡充)

合併に向けたIT面の環境整備としての市町村の端末等設備の共通化等を目的とするハード整備や、合併により必要となる住民サービスの高度化や情報格差の是正等を目的とするソフト整備等における重点的な支援に加え、事業にあたり、合併前後において同様の取扱いとなるよう検討する。

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 (追加)

合併関係市町村の一体化を促進するため、地域生活に欠かせない情報を提供するケーブルテレビ施設の整備について、重点的な支援を行う。

登記情報交換システムの実施(追加)

合併後商業登記を取り扱わなくなった一定の登記所においては、登記情報交換システムを導入し、商業登記に係る登記事項証明書及び印鑑証明書の交付を可能とする。

介護保険広域化支援(拡充)

システム統一のための経費等に対する広域化支援策について、合併についても同様の取扱いとなるような措置を講ずる等の広域化支援策を行うことに加え、介護保険料の設定に当たり、合併等の広域化を行う場合には不均一賦課を可能とする。

国民健康保険の広域化支援(拡充)

市町村合併等の際の保険料平準化等を無利子貸付等により支援するため、平成16年度までに総額300億円の基金を都道府県に創設する。また、国民健康保険料の賦課に関し、5年間に限り不均一賦課を行うことを可能とする。

公立学校施設整備(拡充)

統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築について引き続き配慮することに加え、その補強・改築事業についても優先的に実施する。

むらづくり・維新森林・山村・都市共生事業(追加)

山村の有する森林や自然環境を活かした交流基盤の整備等を地域ニーズに応じて総合的に推進する本事業において、優先採択又は重点投資を行う。